(b)　10年以上、機械器具設置工事の実務経験を有する者
(c)　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

②　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成20年４月１日から令和５年３月31日までに元請として自ら製作、据付し、完成・引渡しが完了した、下記③に掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の工事経験を有すること。

③　同種工事とは、「ポンプ設備工」とし、規模は問わないものとする。

⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　社会保険未加入業者の確認　入札参加者が届出の義務（①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務）を履行しているかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを申請書及び確認資料の提出時に提出すること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　企業評価

⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。
②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴評価項目の①に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
③　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目（技術提案及び企業評価）について評価した結果得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点54点））
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
(A)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(B)　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条に規定する調査を行うものとする。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）
①　工事成績評定点の減点措置
②　違約金の徴収

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟４階　九州農政局総務部会計課事業経理調整係　川越　広貴　電話096―211―9111　内線4083
〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟６階　九州農政局農村振興部設計課技術審査第１係　菊池　優　電話096―211―9111　内線4727

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和５年12月１日から令和６年１月10日まで　４⑴の設計課技術審査第１係　交付は無料である。

⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　令和５年12月１日から令和５年12月15日午後４時30分まで　上記⑴の設計課技術審査第１係　電子入札システムまたは紙入札方式（持参または郵送による。）

⑷　入札書、技術提案及び確認資料の提出期間、場所及び提出方法　令和６年１月11日から令和６年１月15日午前12時　入札書は上記⑴の会計課事業経理調整係、技術提案及び確認資料は上記⑴の設計課技術審査第１係　電子入札システムまたは紙入札方式（持参または郵送による。）

⑸　開札の日時及び場所　令和６年２月20日午前10時　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟10階　九州農政局入札室

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付。納付額は請負代金額の10分の３以上。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。